様式第１号

審　査　基　準　整　理　票

処　分　名	長等創作展示館の展示室等の使用の許可		
根拠法令名	大津市創作展示館条例		（条項）第６条
基準法令名	大津市創作展示館の管理運営に関する規則		（条項）第１０条
所管部署	市民部　文化・青少年課　文化振興係		
標準処理期間	７　　日	法定処理期間	ー　　日

【審査基準】　・文書の名称【　　】
・掲載図書等【　　】
・内容　　□全部記載　　■一部・項目のみ記載

大津市創作展示館の管理運営に関する規則第１０条に規定する使用の制限に該当しないことを基準とし、同条第６号に規定する「その他創作展示館の管理運営上支障があると認められるとき。」とは、大津市創作展示館の管理運営に関する規則第５条各号に規定する事項を遵守しないおそれがあると認められるとき、及び下記の遵守事項を守らないおそれがある場合をいう。

１　使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
２　施設又は整備に変更を加え、又は特別の設備を設けないこと。ただし、あらかじめ市長の承認を受けた場合を除く。
３　展示品の販売その他の営利行為を行わないこと。ただし、図録等の販売であらかじめ市長の承認を受けた場合を除く。
４　火災、盗難その他の事故防止に留意すること。
５　許可を受けた施設内の秩序を保持するため必要な措置を講ずること。

〔根拠法令等〕
大津市創作展示館条例
（展示室等の使用の許可）
第６条　創作展示館の展示室又は創作スペース（以下「展示室等」という。）を専用して使用しようとする者は、市長に申請し、使用の許可を受けなければならない。この場合において、市長は、創作展示館の管理上必要があると認めるときは、使用の許可について必要な条件を付すことができる。

〔基準法令等〕
大津市創作展示館の管理運営に関する規則　第１０条